

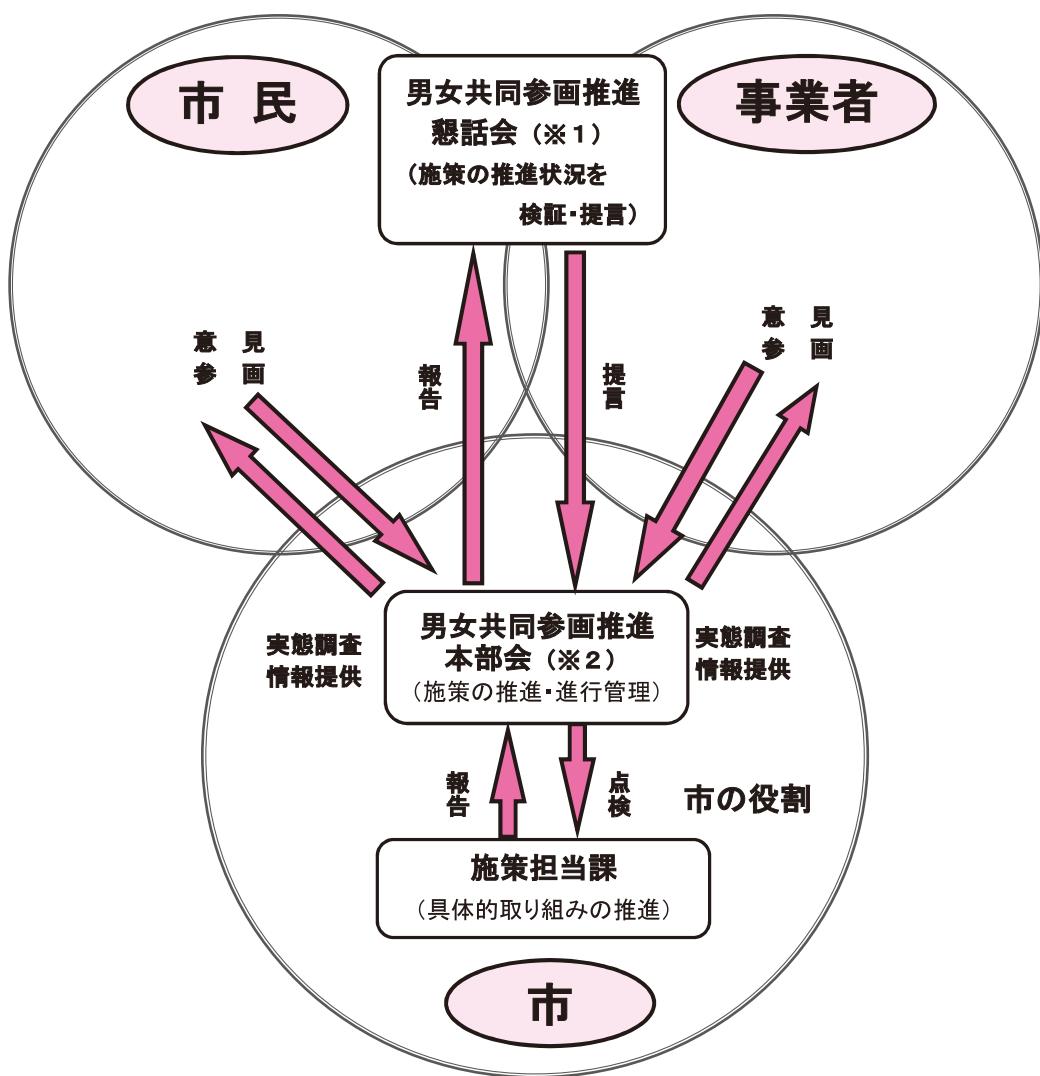
## **第4章 計画の推進体制**

## 第4章 計画の推進体制

計画を継続的に実行するために、市・市民・事業者の\*パートナーシップにより取り組みを推進します。

また、市の組織である「男女共同参画推進本部会」において、推進状況を確認し、自己点検します。

さらに、外部の組織である「男女共同参画推進懇話会」へ推進状況を報告し、評価やより良い施策とするための意見を受け、改善を行います。



### (※1) 男女共同参画推進懇話会

- ・ 市長の諮問に応じて専門的見地からの検討を行うための外部組織
- ・ プラン推進においては、施策の推進状況の点検を行うための第三者機関として機能
- ・ 学識経験者や関係団体の代表者などで構成

### (※2) 男女共同参画推進本部会

- ・ 政策承認を行うための庁内組織
- ・ 副市長を本部長とし、幹部(副市長、教育長、各部局の長)で構成